

東京帝國大學經濟學部 東亞經濟研究所

年四回（二月、五月、八月、十二月）發行

東亞經濟叢論

第貳卷 第四號

昭和十七年十二月

大東亞戰爭の本質……………	經濟學博士 谷口吉彦
支那私鑄考……………	經濟學士 穗積文雄
北支緊急物價對策の一斷面……………	經濟學士 德永清行
舊英領馬來に於ける印度人勞働者……………	經濟學士 福田省三
フランス領有前後の安南社會……………	經濟學士 鏈本博
支那に於ける工業化の基本問題……………	經濟學士 名和統一
支那の石炭鑛業經營について……………	經濟學士 菊田太郎
支那製絲業の生産形態……………	經濟學士 堀江英一
華僑と買辦……………	經濟學士 鈴木総一郎
再組織下にある最近の佛印經濟……………	經濟學博士 松岡孝兒

附錄 南方文獻目錄

（禁轉載）

書肆 有斐閣 發賣

支那私鑄考

穂積文雄

目次 一 事實 二 原因 三 影響 四 對策

一

明の丘濬は「錢の弊偽にあり、鈔の弊多にあり」といつたが、まことに、支那の歴史をみると、およそ錢のあるところ、偽の存せざることなく、すなはち、錢の鑄造せられるところ私鑄の行はれぬことはないやうである。支那において、私鑄の鑄貨におけるは、なほあたかも影の形にとりなふがごときものがある、といつても、甚だしいひすぎとはなるまい。

たとへば、漢書の食貨志をみると、「孝文五年……盜鑄錢の令を除きて、民をして放に鑄しむ」とあるが、それは私鑄の禁にふれて死するもの多きを憐れむに出づるといはれる。もつて、當時、私鑄がいかに盛に行はれたかを察することができよう。また、史記・平準書をみると、武帝のとき「縣官往々銅多き山につきて錢を鑄る、民もまた間々錢を盜鑄す」とか「諸々金錢を盜鑄するもの罪皆な死なり、而して吏民の白金を盜鑄するものあげて數ふべからず」とかあり、有司の言に「三銖錢輕くして姦詐し易し」とあつたり、また「郡國多くは姦して錢を

鑄、錢多くして輕し」とあつたりするをみれば、當時私鑄が盛に行はれたことを知ることができようが、とくに「吏民の金錢を盜鑄するに座して死するもの數十萬人、その發覺せずして相殺すもの、あげて計ふべからず、自ら出づるものを赦すこと百餘萬人、しかれども半する能はず、天下、大抵、無慮皆な金錢を鑄たり、犯すもの衆くして、吏、盡く誅取すること能はず」とある。またもつて私鑄のいかに甚しきかを知るに足らう。

南北朝時代に入ると私鑄はさらに甚しきを加へるかのごとくである。たとへば、宋書・顏竣傳には「景和元年、沈慶之、私鑄を啓通し、これに由り、錢貨亂敗し、一千錢、長さ三寸に盈たず、大小これに稱ふ、これを鵝眼錢といふ、これより劣るもの、これを縋環錢といふ、水に入りて沈まず、手に隨つて破碎す、市井復た數を料らず、十萬錢、一掬に盈たず、斗米一萬、商貨行はれず」とあり、魏書・食貨志には「民の私鑄するもの多く云々」とあり、隋書・食貨志には、梁の世、「盡く銅錢を罷め、更めて鐵錢を鑄た」ところ「鐵賤くして得易きを以て、並に皆な私鑄し、大同已後に及んでは、所在の鐵錢遂に丘山のごとく、物價騰貴し、交易は車をもつて錢を載せ、復た數を計らず、たゞ賁を論するのみ、商旅姦詐し、これに因りてもつて利を求む」ることを載せ、また、隋において「大業已後、王綱弛紊し、巨姦大猾、遂に多く私鑄し、錢うたゝ薄惡、初め千ごとに重二斤なりしも、後漸く輕く、一斤にいたり、或は鐵鏹を翦ぎ、皮を裁ち、紙を糊し、もつて錢となし、相雜へてこれを用ひ、貨賤く物貴く、もつて亡ぶるにいたる」旨を誌す。

唐代においても、高宗が侍臣に「……私鑄過多、聞くがごとくんば荆・潭・宣・衡、犯法もつとも甚しく、遂に船楫をもつて江中に宿し、所部の官人、覺察する能はず、自今、嚴に禁斷を加へよ」といつてをり、また、則天

武后治世の末期にも「盜鑄蜂起し、濫惡ます／＼衆く、江淮の南、盜鑄するもの、或は陂・湖・巨海・深山の中につき、波濤險峻、人跡罕に到り、州縣よく禁約するなし」といふことなどが、舊唐書・食貨志にみえてゐる。五代においても、唐の同光二年三月、知唐州・晏駢安の奏に「泉布の幣、雜ふるに鉛錫をもつてす、惟ふにこれ、江湖の外、盜鑄もつとも多く、市肆の間、公行畏むなし云々」(舊五代史・食貨志)とあるをもつてみれば、私鑄がいかに盛であつたかは明らかであらう。

また、宋にあつても、宋史・食貨志を繙くと、私鑄の禁令が頻々として下つてをり、また、「私鑄やうやく廣し」とか、「私鑄日に甚だし」とか、「所在、盜鑄し、濫錢ます／＼多し」とか、いふ言葉をみるによつて、私鑄が盛であつたことは容易に推察することができると思ふが、とくに、大觀四年、「およそ、私錢をもつて罪をうるもの、有司、名數をたてまつるに、亡慮、十餘萬人」とあり、また、崇寧二年、「私に鑄する人丁を募り、一に官匠となし、並にその家に營を設けてもつてこれに居らしめ、鑄錢院と號す、おもへらく『昔人天下の亡命を招き、山について錢を鑄しむるの意を得たり』と」とあるが、「その鑄錢院を置くや、けだし、まさに、もつてこと／＼く、所在亡命の盜鑄の人を收めんとす、しかれども、法を犯すものために止まず」とあるがごときをみれば、當時いかに私鑄が甚だしかつたかをうかゞふことができよう。そして、ついでながら、この終りにあげた例は、たゞ、後世、明の丘濬が、その「大學衍義補」において、「今の計をなすに、盜鑄の徒を拘へて、もつて工となし、新造の錢を收めて、もつて銅となし」、別に一種の新錢をつくるにしくはなしとして、「盜鑄のあるところを訪緝し、親しくその地に臨み、その人を拘集し、その罪罰を免じ、その私鑄のところについて、場を立

て、鑪を開き、就いてその徒を用ひて、もつて工作をなさしめ、丁をみて役に着け、籍に著けて、期を定め、廩を給して、もつてこれを食ふ」といへるところのものを、すでに早く實踐してゐるわけである。さらに、乾道九年「大江の西及び湖・廣の間、多く錢を毀ち、夾むに沙泥をもつてして重鑄し、沙尾錢と號す、詔してこれを嚴禁す」とあるは、また、もつて、當時の私鑄の一斑を彷彿せしむるに足るであらう。

金においては、金史・食貨志をみると、鈔の偽造のことはよく誌されてゐるが、私鑄の方はそれほどみかけぬ。しかし、それでも、承安二年「舊例、銀每錠五十兩、その直百貫、民間あるひはこれを截鑿するものあり、その價、亦、隨つて低昂す、遂に改めて銀を鑄、承安寶貨と名づく」とあるが、それが、承安四年ころになると「承安寶貨を私鑄するもの、多く、雜ふるに銅錫をもつてし、やうやく行ふこと能はず、京師、肆を閉づ」とある。そしてそれは、金においても、やはり、私鑄が行はれたことをうかがはしむるものでなければならぬ。

元は、まづ鈔で終始したといつてよく、従つて、鑄貨はほとんど行はれなかつたに近かつたのであるから、そこでは私鑄が問題とならぬことはいたしかたがない。だが、その代はり、鈔においては偽造が行はれてゐるから、私鑄の潜在能力はこれをみとめることができるといつてもよいかと思ふ。

明に入ると、また錢が復活するが、すると、それに應じて私鑄も亦復興する。まさに、形あるところ影これに伴ふの概がある。試に明史・食貨志によれば、太祖がまづ各行省に寶泉局・寶源局を置いて、洪武通寶錢を鑄るや、早速、「私鑄の禁を嚴」にせねばならぬをみるし、さらに正徳三年にも、「私鑄の禁を申さ」ねてをり、そして、それらは私鑄の行はれたことを物語るものでなければならぬと思ふが、また、嘉靖のころ、「民間競ひて嘉

靖通寶錢を私鑄し、官錢と並び行はる」とか、「盜鑄日に滋く、金背錢反つて阻して行はれず、死罪日に報ずるも終に止むる能はず」とか、「私鑄するもの多し」などとあり、萬曆に入つても、「時に王府みな私錢を鑄造し、吏敢て許かず」とあるをみれば、私鑄が實際いかに盛に行はれたものかは容易に想察することができよう。とくに、嘉靖のころのことであるが、「民間濫惡錢を行ひ、おほむね三四十錢をもつて銀一分に當つ、後、ますく鉛錫を雜へ、薄劣にして形製なし、六七十文をもつて銀一分に當つるにいたる、楮を翦り、その中に夾み、用を辨ずべからず」とあり、給事中・李用敬の言に、「私造濫惡錢、ことごとく禁じて行はず、犯すものはこれを法に置く」とあるは、その私鑄の状をうかゞはしむるに足るものとなし得よう。

清代においては、こんどは、紙幣排斥の風潮が生じ、紙幣の行使を進言すれば、「妄言政を亂すもの」（皇朝續文獻通考卷二十五）として罰せられるくらゐである。それで、そこでは鑄貨たる錢が中心を形成し、従つて、それだけ、私鑄も亦盛大となること容易に推察しうるところと思ふ。清における鑄錢が本格的に行はれるのは順治の初世祖が鼎を燕京に定め、大に鑄局を開いてからであるとするを得るかと思ふが、いま、清史稿・食貨志をみるとその八年、「直省局の錢精なら」とざるや、「私鑄これに乘じ、卒に鑒して行はれず」、私鑄の禁令を定むることとなり、康熙二十四年には旗籍のもの、私鑄の律を定めるにいたつてゐる。しかるに、その四十一年、「舊制に循つて改めて錢を輕くし（康熙通寶を重一錢四分より重一錢に改めたるをいふ）、私鑄また起るをもつて」、そこで、また改めて「一錢四分」の重錢を鑄たりするが、「しかれども、私鑄竟に止むる能はず」とあり、四十五年には、「常山の私鑄を獲得し」、越えて二年、「襄陽の私鑄錢、潛かに漕艘に貯へて、京に入る」とある。

乾隆年間においても、「錢重ければ、すなはち、私銷し、輕ければ、すなはち、私鑄す」と帝自ら認められて居り、私鑄の禁を定め、さらにその強化せられるをみるが、それでも、「私錢日ごとに出で、窮まらず」、「官私の錢錯り出でて錢賤きをもつて、すなはち、しばらく直省の鑄を止む」るにさへいたつてゐる。

嘉慶に入つても、「私鑄相踵いで起り、京局の錢、輪廓・肉好、模糊・脆薄、寶蘇の鑄中、沙子を雜へ、地に擲てば、すなはち、碎く」とあり、「貴州・湖・廣、私鑄盛に行はる」とある。

道光においても、「閩・廣、光中・景中・景興・嘉隆の諸夷錢を雜へ行ふ」や、「奸民これを利し、すなはち、從つて仿造す」とある。

咸豐年間には、「當十錢」が行はれるが、すると、「盜鑄叢起し、死罪日に報するも、而もために止まず、局錢亦たやうやく惡にして、雜私・鑄中、復た辨ぜず……いたづらに文告を張り、しばらく禁するも効なし、法弊ぶれて、而して、法を撓るもの多し、もとより、いまだ、濟ふあらざるなり」とみえてゐる。

光緒に入るや、「大清銅幣」の鑄造をみるこゝとなるが、「およそ、銅幣を私造し、紙幣を偽造するは、罪制錢にくらべて等を加ふ」とあるをもつてみれば、私鑄のおそれが大であつたこと明らかなりといひ得よう。

最後に、民國であるが、民國においても勿論、私鑄は行はれたに違ひないのであるが、民國は、まだ、繼續してをり、正史、乃至、正史に準すべきものがまだない。それで、いままでのやうにその食貨志によるといふわけにゆかぬ。それに、古いことばかり、それも文獻ばかり引くのも、いかゞかと思ふので、こゝらで、すこしく、比較的新しいところを、體驗で實證することゝしよう。

支那は今こそ、すぐる一九三五年（民國二十四年）十一月の幣制改革で紙幣本位となつてゐるが、それまではむしろ銀本位國といふべき状態に到達してゐたこと、みな人の知るところのごとくである。しかるに、その銀貨に私鑄がいかに行はれたかは、店々の勘定臺が銀貨を投げつけてその際發する音によりてその眞贋を検することができるやうに造られてゐたことによりて、想像するに餘りあるであらう。それでわれ／＼も、眞贋判定法として銀貨を打ち合はせて音を檢し、または息を吹きかけて音を檢することを教はつたものである。音が澄んでをればまづ眞で、贋造貨は澄んでをらぬとせられてゐた。それでも知らぬ間にいつか一枚贋造貨をつかまされてゐたくらいである。たゞし、私はそれを贋造貨の標本として大切に保存してゐたのであるが、今度の事變で乏しい全財産と運命を共にした。また銀貨の表面紫インクの印が押してあるのをよくみかけたものであるが、それは、實に、その銀貨に對する保證の印で、もしそれが贋造であつたとしても、その押印者が責任をもつことを意味するものときかされた。けれど流通を圓滑ならしむる所以であらう。われ／＼は押印者を知るべくもなかつたが、ともかく、さうきいてからは押印した銀貨は間違がないものと幾分安心を感じたものである。しかし、考へてみれば、そこを逆に利用して、贋造のものに押印するといふ手もありうるわけであるが、そこまでは調査しなかつた。惜しいことをしたと思ふ。さて右述べたところは、大體一元銀貨の話であるが、ことに私鑄の甚しく思はれたのは二角または兩毫と呼ばれる銀貨であつた。これは金額、いな銀額が小さいので、それほど気にしなかつたのであるが、随分私鑄貨があつたやうである。運轉手^{ショフター}にやるチップはまづこの銀貨と相場がきまつてゐたのであるがよく「不行」といつてつき返へされ、別のと取り換へることを要求されたものである。勿論、これは、運轉手が

始めから贋造貨を持つてゐて、こちらの與へたものとすり換へる場合も多かつたのではないかとも思ふが、それにしても贋造貨の多いといふことにはかはりはないわけである。

こんな話をしてゐればきりもないからこの邊で止めにする。とにかく、私鑄は支那の貨幣につきものである。まことに形影相伴ふ底のものである。

では、この私鑄は何故に起るか。その原因は奈邊に存するであらうか。

まづ、それが、粗惡な素材をもつて鑄造することにより、利益を獲得せんとするにあることはいふまでもあるまい。司馬遷がその貨殖列傳の中で、「それ閭巷の少年にありては攻剽椎埋、人を劫し、姦を作し、冢を掘り、幣を鑄、任俠并兼、交に借し仇を報い、幽隱を篡逐し、法禁を避けず、死地に走くこと驚るがごときも、その實は皆な財用のためのみ」といふてゐるが、まことにそのとほりであらう。そして、宋史・食貨志に、慶曆中「河東、鐵錢すで行はれ、盜鑄利を獲ること什に六」とあるがごときは、これを證明するものとなし得よう。

しからばその利をとるはいかにして可能であらうか。いな、いかにして行はれるか。私鑄して利をとるの道はまづ錢の素材を薄小ならしむるにあること何人も容易に想像し得るところのごとくである。従つて、文獻をみると、私鑄錢と薄惡とは相伴ひて用ひらるゝが普通のごとくである。例へば、北魏においては「民私鑄するもの多く、やうやく小薄につき、價用いよく賤し」とあり、また隋においても先に引けるごとく「巨姦大猾、遂に多く錢を私鑄し、錢うたゝ薄惡」とあるがごとき、すなはち、それであるが、ことにその甚しい例は、さきに引け

る鵝眼錢・縹環錢の場合においてこれを見ることができると思ふ。金史・食貨志に、世宗大定十二年、左丞・石琚が、上の「古、亦た民自ら錢を鑄るものあるか」と問はれたるに對へて、「民もし自ら鑄れば、すなはち、小人利を圖り、錢ますく薄惡ならん、これ古の禁する所以なり」といふたとあるも亦これが例を加へるものである。

しかし、さうく薄小ならしめれば、姦惡はあまりに顯著で、しかるときは、流通せず、流通せねば私鑄の利なく、利がなければ私鑄の目的は達せられぬ。そこで、薄小ならしめずして、利をとることが考へられねばならぬ。そして薄小ならしめずして利をとらんとすれば、素材を劣惡化せざるを得ぬであらう。すなはち、私鑄姦惡錢といふやうな語が生まれる所以である。そして、それは價值の低い素材を雜へ用ひることにおいてなりたつといふまでもあるまい。さきに引ける賈誼が、一錢を鑄るの情、穀雜して巧をなすに非れば、すなはち、贖を得べからず、而してこれを穀ふること甚だ微なれば利をなすこと甚だ厚し云々」と述べてをり、また「宋書・顏竣傳」に江夏王・義恭が、「およそ、盜鑄は利のためにし、利は偽雜にあり」と斷じてゐるのを見る所以である。

しからは、その穀雜はいかに行はれるかといへば、まづ、鉛・錫・鐵・鐵などがよく用ひられたやうである。例へば魏書・食貨志には、「市に入るの錢、重五銖ならず、あるひは、五銖といへども、鉛・鐵を雜ふること多ければ、みな用ひるを聽さず」とあり、隋書・食貨志には、齊の世、「武平已後、私鑄うたゝ甚しく、あるひは生鐵をもつて銅に和し、齊亡ぶるにいたるまで卒に禁する能はず」とあり、新唐書・食貨志を見ると、武后のとき、「あるひは錫を鎔かして錢を模す」とみえ、また、舊唐書・食貨志に天寶のころ、「鐵・錫・銅・沙・穿穴・古文を除き、餘はみな舊によりて行用するを許す」とあり、新唐書・食貨志には太和三年、「このとき、鉛錫錢

の禁を峻にす」とあるがごときは、すなはちそれを示すものであり、さきに引ける五代・唐の晏駢安の奏に「雑悪の鉛錫錢を點見し、みなよろしく禁斷すべし」とあるがごときもまたその實例にほかならぬ。

しかし、鉛・錫・鐵・鐵などはまだよい方で、沙泥を雜へる場合さへあること、例へば、さきに引けるごとく、宋史・食貨志に、乾道九年、「太江の西、及び、湖・廣の間、多く錢を毀ち、夾むに沙泥をもつてして重鑄し、沙尾錢と號す」とあり、清史稿・食貨志にも、「寶蘇の鑄中、沙子を雜へて鑄、地に擲てば、すなはち、碎く」とあるによりて知られる。

以上引けるところは、銅錢であるが故に、銅より價值小なる素材が雜へられるわけであるが、銀貨になれば銅自身雜ぜものとして使用せられうることは容易に推察し得るところと思ふが、事實、これもさきに引ける金の承安寶貨において、「承安寶貨を私鑄するもの、多く、雜ふるに銅錫をもつてす」とあるはこれを證するものとなし得よう。

しかし、いくら殺雜して贏をとるといつても、それが流通せぬのでは何んにもならぬ。利益が得られるのはそれが流通するからである。だから、私鑄は利益のために行はれるとするならば、私鑄が行はれるためには私鑄せられた貨幣が流通せねばならぬ。かくてわれ／＼はつぎに私鑄の原因として流通をあげねばならぬ。事實、支那においては私鑄錢は流通してゐるやうである。歷代食貨志あたりをみても私鑄の記述はきまつて、錢濫惡となり愈々多くして賤しいといふふうであるが、私鑄の結果、錢濫惡となり、愈々多くして賤しいといふことは私鑄錢が流通することを意味するものでなければならぬこといふまでもあるまい。

しからば、私鑄錢が流通するのは一體何故であらうか。禁令がないわけではない。いな、禁令は後に述ぶるところによりて明かなるがごとく、むしろ嚴格に過ぐるくらゐである。もつとも、それが、どこまで徹底するかは勿論問題ともなるであらうが、しかし、それにしても、先の孝文や孝武の場合から推すも相當嚴であつたことはたしかのやうに思はれる。それなのに私鑄跡をたゞず、偽造貨が流通するといふのは、禁令の不透滲もさることながら、なほそのほかに、私錢を流通せしむる何物かあるからではあるまいか。では、それはいかなるものであらうか。私はそれを求めて二つのものを得ることができるかと思ふ。

一は錢の不足である。およそ錢の不足は支那貨幣史上における一大特徴といへるのではないかと思ふ。丘濬は冒頭に引いたやうに、「錢の弊偽にあり、鈔の弊多にあり」といふが、偽といへば鈔にも偽はあるし、それに、また、多に對しては偽では對照の語でない。むしろ、「錢の弊少にあり、鈔の弊多にあり」といふがよいではないかと思つたりすることもあるくらゐである。錢の不足を荒年飢饉にたとへて「錢荒」の語さへある所以である。錢が不足だから、私鑄錢でも、とにかくありがたいし、——あまりありがたくはないかも知れぬが——なきにまさる。ちやうどこのころのまづい菓子や、「スフ」みたいなものであらう。そこで流通する。甚しい例を引けば、後で述べるごとく、錢が不足して困るから錢を増すために私鑄を許せよといふ議論さへ出るくらゐである。

いま一つは、金屬說の思想である。なるほど私鑄錢は殺雜して粗惡である。しかし、そのことから、それは無價值といふことは出てこぬ。今時のやうに質が下つて値が上るは論外であるが、惡錢を好錢と同様に流通させようとするのでなく、惡からう安からうと、それだけ價值を減じ、實價相當の價值で流通せしめればよいではない

かといふのが支那人の考へ方ではないかと思ふ。この點、われ／＼と考へ方が違ふのではあるまいか。私など先に言つた贗造貨をつかまされた時、一元の損をしたと思つたものである。しかるに支那人にはその時それを八十錢かで買つてよいといふものがあつた。勿論、贗貨の標本にするために買はふといふのではない、八十錢餘りで使へるからといふのである。もしかしたら、また一圓として人につかます氣だつたかも知れぬと疑へば疑へぬともあるまいが、ともかく、贗造貨幣が決して無價值ではない。この金屬説の考へ方に徹底せることが、やがて私鑄錢の流通を可能ならしむる所以であると思ふのであるが、どうであらうか。

以上は支那における私鑄の原因と考へられるものを追及して得たところである。しかし、外國には私鑄が早くほとんど跡を斷つてゐるのに支那では何故私鑄がそのやうに甚しかつたのであらうかといふ設問に對する解答となると少しく趣が異つて來よう。どう異なるかといへば、錢の不足と金屬説の徹底の方が重きを加へるのではあるまいかと思ふが、はたしてどんなものか。

三

かくて、始に述べたごとく、私鑄が盛に行はれるわけであるが、さてしからば、その私鑄はいかなる影響を及ぼすものであらうか。

支那人の傳統的な考へ方によれば、例へば前漢の賈誼は、さきにもふれたごとく、私鑄を許せばかへつて罪人多く出でんことを述べたる後、さらに私鑄の結果は、「民の錢を用ふること、郡縣によりて同じからず、あるひは輕錢を用ひて、百に若干を加へ、あるひは重錢を用ひて、平稱にては受けず、法錢立たず、吏急にして而して

これを豊にせんか、すなはち、大に煩苛となして而して力勝ふる能はず、縦して而して呵せざらんか、すなはち市肆、用を異にし、錢文大に亂れん、いやしくも、その術に非れば、いづれにむかひて而して可ならんや、今、農事棄ぜられて、而して銅を采るもの日に蕃^はし、その未耨^すを釋^すて、冶鑄・炊炭す、姦錢、日に多くして、五穀は多しとなさず、善人^{さじん}怖^{おそ}はれて而して姦邪をなし、愿民陷りて而して刑戮にゆく、云々」といひ、また同じく前漢の賈山は、「錢は用ふるなきの器なり、しかも、もつて富貴に易ふべし、富貴は人主の操柄なり、民をしてこれをなさしむ、これ人主と操柄を共にするなり、長すべからざるなり」(漢書・賈山傳)といふ。すなはち、私鑄を許せば國危からんといふのである。そしてこの時、「吳は諸侯をもつて、山につきて錢を鑄る、富、天子に埒し、後卒に叛逆す」(漢書・食貨志下)るにいたり、この説が裏書されてゐるかに見える。しかし私鑄はせずとも叛くものもあり、私鑄するもの必ずしも叛かぬのであることを思へば、これはたゞ偶然の一致といふべきであるかも知れぬ。それはともかく、私鑄の影響に關する支那の傳統的な考へ方は、唐の劉秩が「管子」を引いて私鑄の不可なる所以を力説せるところに、もつともよくまとまつてゐることとなすことができようかと思ふ。それで、こゝに煩をいとはず引けばすなはち、次のごとくである。

「古は珠玉をもつて上幣となし、黄金を中幣となし、刀布を下幣となす、管仲曰く、それ三幣これをとれば、すなはち、煖に補あるに非ず、これを舍^すつれば、すなはち、飽に損あるに非るなり、先王、もつて財物を守り、もつて人事を御し、而して天下を平らかにするなり、こゝをもつて、これに命じて衡といふ、衡は物をして、一高一下、常あるを得ざらしむ、故にこれを與ふるも君に在り、これを奪ふも君に在り、これを貸しくするも君に在り、これを富ますも君に在り、こゝをもつて人の君を戴くこと日月のごとく、君に親しむこと父母のごとし、この術を用ふればなり、これ人主の權たり、今の錢は、す

なはち、古の下幣なり、陛下、もしこれを捨て、人に任さば、すなはち、上もつて下を御するなく、下もつて上に事^{つか}ふるなからん、その不可の一なり、

それ物賤ければ、すなはち、農^{やぶ}を傷り、錢輕ければ、すなはち、賈^やを傷る、故によく國ををさむるものは、物の貴賤・錢の輕重を觀る、それ物重ければ、すなはち錢輕し、錢の輕きは、物（錢を指すか）の多きによる、多ければ、すなはち法をなしてこれを收めて少からしむ、少ければ、すなはち重し、重ければ、すなはち、法をなしてこれを布きて輕からしむ、輕重の本必ずこれによる、いかんぞ人に假さん、その不可の二なり、

それ、錢を鑄るに、雜ふるに鉛鐵をもつてせざれば、すなはち、利なく、雜ふるに鉛鐵をもつてすれば、すなはち、惡し、惡きは重くこれを禁ぜざれば、もつて懲息するに足らず、かつ、方今、その私鑄の路を塞ぐに、人なほ死を冒かしてもつてこれを犯すがごとし、いはんや、その源を啓きて而して人の令に従はんことを欲するをや、これ陷罪を設けて而してこれに入らんことを誘ふもの、その不可の三なり、

それ、人に錢を鑄ることを許すも、利なければ、すなはち、人鑄らず、利有れば、すなはち、人、南畝を去るもの多し、南畝を去るもの衆ければ、すなはち、草藝^{やぶ}げず、草藝げざればまた寒餒に隣せん、その不可の四なり、

それ、人富溢なれば、すなはち、賞をもつて勸ますべからず、貧餒なれば、すなはち、威をもつて禁すべからず、法令の行はれず、人の理^{こと}まらざるは、みな貧富の齊しからざるによるなり、もし、その錢を鑄るを許さば、すなはち、貧者は必ずやなす能はず、臣恐るらくは貧者いよく貧しくして而して富室に服役し、富室これに乗じて而してますます恣^あならん、昔漢文のとき、吳濞は諸侯なれども富天子と埒^あしく、鄧通は大夫なれども財王者に侔^あしかりしは、これみな鑄錢のいたすところなり、必ずその私鑄を許さんと欲せば、これ人に利權を興へて而してその柄を捨つるもの、その不可の五なり云々」

以上、むしろ、わづらしきまでに引けるところによりて、私鑄の影響に關する支那の傳統的な考へ方は明らかと思ふ。まことに私鑄の影響に關する支那の傳統的な考へ方は右引けるところに盡きるといつても甚だしいひ過ぎにはなるまいかと思ふ。

しかし、今日これを經濟上よりみれば、何といつても、貨幣の素材が劣惡化することゝ貨幣の數量が増加する

ことがもつとも重大であるとせねばならぬこと異論のないところであらう。そして素材が劣悪化すれば貨幣価値は低下する。とくに私鑄の行はれるは金屬說思想に因ること前述のごとく、金屬說においては貨幣価値は素材價値に基く。従つて今、貨幣素材が劣悪化すれば貨幣価値が下落するは當然である。また貨幣數量が増大すれば、そのかぎりにおいては貨幣価値が下落することいふまでもない。だから私鑄の結果は必然に貨幣価値の下落を招來する。勿論、貨幣価値の下落は貨幣數量の相對的不足を來たすから、それだけ貨幣価値の騰貴を來たしはせぬかとも考へられるかも知れぬが、それは貨幣価値の下落の圖線を急轉直下せしめぬといふだけで、數量増加即數量不足といふがごときナンセンスを、なりたしめはせぬであらう、たゞし、この場合、われ／＼は次のことはこれを考慮するを要するであらう。すなはち、私鑄薄惡錢が流通し、その價值が低く評價されるとすると、そこに必然にグレーションの法則が顯現し、良貨は蓄藏せられて流通界よりその姿を消すから、そのかぎりにおいては流通通貨の量が減退するであらうといふことこれである。

かくて私鑄の結果は貨幣価値が下落する。それは、例へば、歴代の食貨志あたりをみれば枚舉にいとまがないくらゐである。例へば、史記・平準書に、「民また間々錢を盜鑄し、あけて數ふべからず、錢ますます／＼多くして軽く、物ますます／＼少くして貴し」とか、「郡國、多くは姦して錢を鑄、錢多くして輕し」とあり、隋書・食貨志に、後周の建德四年、盜鑄多く、「布泉やうやく賤く、人用ひざるをもつて、遂に廢す」とあり、宋史・食貨史も、さきに引ける「盜鑄利を獲ること什に六」とある場合、「錢輕くして貨重し」とあり、また同じく、さきに引ける、「所在、盜鑄し、濫錢ますます／＼多く、百物價を増す」とあり、さらに、清史稿・食貨志に、これまたすでに引ける

ごとく、乾隆五十九年、「官私の錢錯り出でて錢賤し」とあるがごときは、いづれも私鑄の結果貨幣價值が下落せるを示すものにほかならない。しかるに貨幣價值の下落は物價の騰貴である。そして物價の騰貴は經濟生活を攪亂する。

さらに、貨幣價值の下落は貨幣の不足を來たすことになるかと考へられるといふたが、その場合は後からいふことまでも私鑄はつきぬ理である。それで貨幣價值は結局どこまでも下がりうる。かくて錢は壅滯して物貨通ぜざるにいたる場合すらなしとせぬ。例へば、宋史・食貨志に、「民間盜鑄するもの衆く、錢文大に亂れ物價翔躡し、公私これを患ふ」とか、「私錢、往々雜へ用ひ、禁する能はず、こゝにいたりて法弊る」とか、「五年、兩浙、盜鑄もつとも甚だしく、小平錢、ますく少く、市易濡滯す」とあり、また、すでに引けるごとく、金史・食貨志に、「承安寶貨を私鑄するもの、多く、雜ふるに銅錫をもつてし、やうやく行ふこと能はず、京師、肆を閉づ」とあり、明史にも、「私鑄するもの多く、隆慶の初、錢法行はれず」とあるがごとき、いづれもこれを立證するものでなければならぬと思ふのであるが、先に引ける梁の世の鐵錢のごときも亦その適例で、それは勿論鐵錢といふ點もあらうが、すでにみたるがごとく、錢を一枚一枚數へず緡で數へるが故に、そこで一緡百のものを百以下、例へば八十枚で百としてごまかすことが生じたりするにいたること、隋書・食貨志に「破嶺より以東、八十を百となし、名づけて東錢といひ、江・郢已上、七十を百となし、名づけて西錢といひ、京師、九十をもつて百となし、名づけて長錢といふ、中大同元年、天子すなはち詔して、足陌を通用せしむ、詔下りて而して人從はず、錢陌ますく少なし、末年にいたり、遂に三十五をもつて百となすといふ」とあるがごとくである。そしてそれは

いはゆる省陌の起りかと思はれるが、すると省陌をもつて私鑄の影響の一つに數へても、風が吹けば桶屋が喜ぶといふ程の廻はり道をたどることもならぬといへようか。

しかしながら、私鑄の影響は必ずしも悪いことばかりともいへぬであらう。すくなくとも私鑄の因として錢の不足があげらるゝかぎり、私鑄錢がその缺陷を蔽ふ役割をはたすことは、これを認めねばならぬのではあるまいか。たゞし、功罪相殺するとき、結局有罪の宣告が下るであらうことは、このためにかはることはないであらう。

四

では最後に、私鑄に對してはいかなる對策が採られるか。

上述のごとく私鑄は弊害の大なるものであるから、これが絶滅を計るが普通である。ではそれはいかにして行はれるか。

第一は嚴罰主義である。私鑄の罪は昔から嚴しかつたやうで、試に歷代食貨志にあらはれたところだけをみて、史記・平準書に、「諸々金錢を盜鑄するもの罪皆な死」とか、「吏民の金錢を盜鑄するに坐して死するもの數十萬人」とかあり、漢書・食貨志には、賈誼の上奏に、「さきに鑄錢を禁ずるや、死罪下に積たたまし」とあり、隋書・食貨志には、齊の建德五年、「初めて令して、私鑄するものは絞、從たるものは遠配戸をなさしむ」とあり、舊唐書・食貨志をみると、高祖の武德四年、開元通寶錢を鑄、「敢て盜鑄するものあらば、身死し、家口は配没す」とあり、新唐書・食貨志には、太和三年、「盜鑄するもの死」とあり、宋史・食貨志をみると、太祖の初、宋通元

寶を鑄、「私鑄するものはみな棄市（市場に於いて死刑に處するもの）」とか、端拱の始、「詔して民の私鑄を察せしめ、及び好錢を銷鑄して薄惡の錢を作るものは、並に棄市」すとか、また、張方平の諫言の中に「盜鑄するものは罪に抵りて死に至る」とあり、あるひは、明史・食貨志をみるも、すでに引けるがごとく、「盜鑄日に滋く、……死罪日に報ず」とあり、清史稿・食貨志には、さらに詳細な記述がある。すなわち、順治年間、「私鑄の律を更定して、首たるもの及び匠人、罪は斬決、財産は官に沒す、從たるもの、及び情を知り買使するもの、總甲十家の長にして情を知りて首せざるもの、地方官の情を知るもの、分別して斬・絞に坐す、奸を告ぐるものには銀五十兩を賞す」とし、康熙四十七年、「再び私鑄・私販を犯すもの、罪、律のごとく、船戸・運弁、罪、私鑄と同じ、地方官の情を知るものは斬決にしてその家は沒し、察を失せるものは職を奪ひ、法ますく嚴を加ふ」とあり、乾隆十三年にもまた私鑄鉛錢の禁を定めて「首たるもの及び匠人は絞監候、從たるもの及び情を知りて買使するものは一等を減ず」とし、咸豐年間にはさきに引けるごとく「盜鑄叢起し、死罪日に報ず云々」とあり、光緒に入り大清銅幣を鑄造するや、「銅幣を私造する」は「罪制錢にくらべて等を加ふ」とさへする。

これによつてみると、私鑄の罰は、前漢の昔より降つて清朝の末にいたるまで、約二千年にわたりて極めて厳しかつたことが知られる。今日の考へ方からすればほとんど極刑であるといつてもいい過ぎではないと思ふ。そしてそれはすでにみたるがごとく私鑄の弊害に對する認識や、私鑄の盛行に對する政策の當然の歸結といへるかも知れぬ。しかし、右に引くところは、はたしてどこまで實際に行はれたかはまた吟味の餘地がないともいへない。それでこゝに「折獄龜鑑」にかゝげるところを引くのも意味がないこともあるまいかと思ふ。同書、最終卷、

すなはち、卷八の「矜謹」の條には「王質、術數をもつて陰かに盜鑄を中つるを護る」と題して宋史・王質傳より引いてゐる。

「王質待制、嘗て蘇州に通判たり、病をもつて告ぐるあり、知州・黃宗旦、來たりて省問し、因りていふ、『獄に盜鑄するもの百餘人あり、吾、陰かに術をもつて鉤してこれを得たり』と、質いはく、『戈は宿せるを射ず、陰かに物に中つるを惡くめばなり、今、殺・數人、而して徒流は又數十人、公、陰かにこれの中てたるなり』と、宗旦、瞿然として、その死罪を貸^{ゆる}うし、而して餘はことごとく輕くしてこれを出だす」

と。そしてこれによりてみれば、盜鑄の罪に問はるゝものゝ百餘人中、死刑に當たるは數人にして流徒數十人の割合なるを知るとともに、判官の裁量一つで大部分を放免することができるとも知り得る、しかも、なほ、それはまた、私鑄に對して實際に死刑が宣告せられたることを示すものでなければならぬとも考へられる。そしてそれよりしてもわれわれは私鑄の罪が相當重大視せられ、上掲歷代食貨志の記述が必ずしも誇大に失せざるを知ることができるかと思ふ。

かく私鑄に對しては嚴罰主義をもつて臨むをみる。それでは、それによつて私鑄はやむかといふと、なか／＼さうではなくて、「死罪日に報ずるも終に止むる能は」ざる有様であることすでに引くところによりても明らかになるところのごとくである。そこで嚴罰と併行して懸賞して密告せしめるといふ手も使はれる。その甚しい例は唐の時代、元和四年閏三月の勅に「もし人糾して一錢を得るあらば百錢を賞す」とあるがごとくである。

しかし、それにしても、利のあるところなく／＼これをたやすことはむづかしい。今日の我國でさへ闇の打倒が叫ばれねばならぬ。況んや支那においておやであらうか。それで結局、利は利で制するにしかず、すなはち、私

鑄利なしとすればよいといふことになる。かくてその手段として、いはゆる南齊の孔頴が、「民盜鑄するところ嚴法も禁ぜざるは、上錢を鑄て銅を惜しみ工を愛しむに由るなり」(南齊書・劉懷傳)といふのが、もつとも適切であるとせられるものととくである。けだし、銅を惜します工を愛しまざれば私鑄が引き合はぬ故、自から止むとするものである。宋の呂東萊のごとき口をきかぬでこれを賞揚し、丘濬のごときは、「萬世鑄錢不易の法」と禮讃してゐる。清史稿あたりをみても「錢重ければ私銷し、錢輕ければ私鑄す」といつてゐる。銅を惜しまねば私銷はあつても私鑄はおこらぬとするのであらうか。そして、その肯定、乃至、舉證は食貨志にみいだされる次のごとき諸記述においてなりたつとすることができのではあるまいか。すなはち、史記に、さきに引けるがごとく「民の錢を鑄ることますます少なし、その費を計るに相當る能はず云々」とあり、宋史・食貨志に、熙寧四年、陝西轉運副使・皮公弼が奏して、「當二錢を行ひてより、銅費相當り、盜鑄衰息す」といへる旨記しあり、同じく八年、知太原の韓絳が「陝西に放して本重く模精ならしめ、もつて私鑄の弊を息めんことを請」へることを記し、また明史・食貨志をみると、「局を開き、工部の言を採り、五銖錢をもつて準となし、四火黃銅を用ひ、金背を鑄、二火黃銅もて火漆を鑄、麤惡なるものはこれを罪」せるに、「けだし費多く利少なきをもつて、すなはち、私鑄自ら息むなり」とあり、さらに、さきにすでに引けるがごとく、清史稿・食貨志に、「直省局の錢精ならず、私鑄これに乘じ云々」とあり、また、そのため錢が「卒に壅して行はれ」ざるや、「ことごとく鑄を罷め、もつばら寶泉・寶源に任じて精造し、一錢四分の重、錢幕は滿文を用ひ、私鑄をして偽を作るに艱からしむ」とあるがごときがそれである。しかし、またミドルキングダムには「……it has been so debased by iron and reduced in size du-

ring the last fifty years that it does not pay to counterfeit it.] (S. Wells Williams, The Middle Kingdom, volume II, P. 83) とある。そしてこれもわれ／＼は肯定せざるを得ぬ。

しかし、それはそれとして、孔頴の法を採ると銅の不足にぶつつからざるを得ぬ。かりにそれを凌いでも、先にあつたごとく私鑄にあふ。それに政府自身財政的立場からなか／＼薄惡錢を造る。田沼意次は日本の專賣ではない。そこでやはり私鑄はつきぬことになる。いな、孔頴が銅を惜しまず工を愛しまざるべきを説くとき、彼がその基準として頭に描いてゐたのではないかと思はれる漢の武帝の五銖錢によりて私鑄跡を斷つに近かつたといはれるにおいてすら、なほ「眞工・大姦」は私鑄して巨利を得てゐたこと史記・平準書の誌すところにより明らかである。

しかし、私鑄が禁壓できぬとしても、私錢の流通が抑壓できればよい。流通せねばまた私鑄もとまるはずではあるが。それではそれはいかにして可能であらうか。まづ、これを買上げようといふ策がうまれる。例へば、唐の「顯慶五年九月勅して、惡錢轉た多きをもつて、所在の官をして私かに市を爲し、取るに五惡錢をもつて一好錢を酬はしむ」とし、「高宗また好錢一文をもつて惡錢兩文を買はしむ」とあるがごときがそれである。しかし、それでも舊唐書・食貨志は「弊仍ち息まず」と誌してゐる。

あるひはまた、市場に様を置き、これとくらべて合格せぬものはその流通を許さぬとする手もある。隋の高祖三年四月、詔して、「四面諸關、各々百錢を付して様となし、關外より來たれるは勘し、様に相似てしかるのち、過ぐるを得、様に同じからざるものは、すなはち、壞してもつて銅となし、官に入る」となし、また、十年には

「京師及び諸州邸肆の上、皆な令して榜を立て、様を置いて准となし、様に中らざるものは市に入らざらしむ」とせること隋書・食貨志にみえ、また、唐にありても、「則天の長安中、また様を市に懸けしめ、百姓をして様に依りて錢を用ひし」め、また、開元六年、「諸様を懸設す」ること、舊唐書・食貨志にみえる。そしてそれらはいづれも一方からいへば私鑄錢の禁止ではあるが、また他面からみれば私鑄錢そのものだから不可とするのでなく、様にあはぬから許さぬといふのであるから、もし様にさへあへば私錢たると否とを問はぬとまではいはいはぬとしても、さういふと同じととれるし、すくなくとも、私錢不可といはぬだけ、私錢容認論に近づくとも考へられる。ことにこれらはいづれも、北魏の齊文襄王が秤を市に懸け重量を検し、品質重量ともに規定にあへば私鑄錢でも流通を許せるひそみに倣へるものであるが、この最後のものははや明らかに私鑄容認論のカテゴリーに属するといへる。けだし、それは、

「錢文五銖をもつて、名須からく實に稱ふべく、よろしく錢一文・重五銖に稱ふべきもの市用に入るを聽るす、計るに、百錢・重・一斤四兩二十銖、白餘皆なこれに準じて數となす、その京邑二市、天下州鎮郡縣の市、各々、二稱を市門に懸け、私民の用ひるところの稱は皆な市の稱に準じて、もつて輕重を定め、およそ私鑄あるも、ことごとく禁斷せず、但だし、重五銖にして、しかる後に用ふるを聽るす、もし市に入るの錢、重五銖ならず、あるひは、重五銖といへども、しかも多く鉛鐵を雜ふるは、並に用ふるを聽さず、もし、輒ち小薄の雜錢をもつて市に入るものあり、人の糾獲するあらば、その錢はことごとく告ぐるものに入る、云々」

とあるからである。

ところで私鑄容認論も私鑄對策には相違ないわけである、がさてしからは、私鑄容認論はいかにあるか。

さきにあげた前漢の孝文帝の場合はもちろんとして、その外にも、これもまたすでにかゝげたとところよりし

て知りうるがごとく、南北朝の宋の世に、沈慶之が私鑄の門を啓いてをり、唐に入ると開元二十二年張九齡が私鑄を聽さんことを奏請してゐる。そしてその最後のものは新唐書・食貨志によれば、「官鑄入るところ幾ばくもなく、而して工費多し、よろしく民の鑄るをゆるすべし」とあるによりて明らかなるがごとく、鑄錢の工費大にして收益が得難いからむしろ民をして鑄せしめようとするものである。鑄錢を収益の源泉とする考へはまだ恕するとして、うまい汁が吸へぬから民間に任さうとするのはあまり蟲がすぎはせぬか。政府さへ欲せぬものを民間がどうして行ふであらうか。また、同じく唐の信安郡王祿や金の恩迪罕思敬も亦私鑄容認論を説く。しかし彼等の場合は錢不足を補はんとするものである。すなはち、新唐書・食貨志によれば、「信安郡王祿復たいふ、國用足らず、請ふ私鑄を縱るさん」とあり、金史・食貨志によれば、「民の自ら銅を採り錢を鑄るを許し、而して官・模範を製し、薄惡法の如くならざるものは、民をして用ひるを得ざらしめば、すなはち、錢必ず日ごとに多からん云々」とある。しかし、それにしても前門虎を追ひて後門狼を迎ふるのきらひなきをえぬものがありはせぬか。さらに、私鑄容認の例として、皇族・功臣等に造幣權を賦與する場合もある。さきにふれた吳王・渾や、大夫・鄧通の場合のもとより、降つては、隋の高祖が「晋王・廣の楊州に五鑪を立て、錢を鑄るをゆる」(隋書・食貨志)し、唐の高祖が「秦王・齊王に三鑪を、右僕射・裴寂に一鑪を賜ひ、もつて鑄」(新・舊唐書・食貨志)るがごときも、またこの事例となし得よう。いづれにしても、私鑄が許容せられる場合には、そこになりたつ私鑄貨は偽造貨ではないとせねばならぬ。